各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会 常務理事 竹野 将行 常務理事 永嶋 友洋

福岡県電子処方箋導入促進費補助金の申請について(再周知)

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、電子処方箋の活用・普及の促進を図る目的で「福岡県電子処方箋導入促進事業」が実施されることについて、令和7年5月23日付7福薬業発第61号にてお知らせしたところです。

標記補助金は、令和7年9月30日までに導入を完了し、国(社会保険診療報酬支払基金)における電子処方箋管理サービスの導入に関する補助金の交付決定を受けた保険医療機関・保険薬局が対象となります。

申請の期限は、<u>令和8年1月30日(金)</u>まで(必着)となっています。 ご多忙とは存じますが、申請漏れがないよう、貴会会員へご周知くださいます ようお願い申し上げます。

◆福岡県ホームページ

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/denshishohousen.html

県への申請期間:令和7年5月26日から※令和8年1月30日まで(必着)

※県に補助金を申請する前に、電子処方箋管理サービスを施設に導入した上で、先に国(社会保険診療報酬支払基金)へ補助金を申請し、その補助金の交付決定を受けておく必要があります。 国(社会保険診療報酬支払基金)の補助金交付手続きに約2か月程度の時間を要します。

※県への申請期限が令和8年1月30日のため、<u>期限に間に合わせるためには、遅くとも国</u> (社会保険診療報酬支払基金)への補助金申請を令和7年11月末までに行う必要があります。 県の補助金の活用を検討される場合は、お早めにシステムベンダ等に導入をご相談ください。

7 薬 第 5 7 4 号 - 2 令和 7 年 1 0 月 2 4 日

各関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部長 (薬 務 課)

福岡県電子処方箋導入促進費補助金の申請について(再周知)

平素から、本県の保健医療介護行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚くお 礼申し上げます。

さて、県では、電子処方箋の活用・普及の促進を図るため、電子処方箋管理サービスの 導入に向けた保険医療機関等のシステム整備に係る費用の負担に対して補助金を交付する こととし、令和7年5月21日7薬第574号にて個別に保険医療機関等あて申請の御案 内をしているところです。

本申請の期限は令和8年1月30日(金)まで(必着)となっていますので、貴会会員に対して再周知していただきますようお願いいたします。なお、県の補助金の対象は令和7年9月30日導入分までとなりますので御留意ください。

【県ホームページ】

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/denshishohousen.html

【問合せ・提出先】

福岡県電子処方箋導入促進費補助金事務局

〒810-0022 福岡市中央区薬院1丁目17-28 TOPPAN九州事業部内

TEL: 050-3628-7974

受付時間:平日 9時00分から17時00分



二次元コード

福岡県電子処方箋導入促進費補助金交付申請書(兼)実績報告書

| | 申請日:令和 | 年 | 月 | В | | | | |
|----|------------------------------------|----------------------|------------------------------------|---------|---|-----------------|--------|-------------|
| | 住所 | 「又は所在地 | ₸ | | | | | |
| | 開設 | 者名(法人名) | | | | | | |
| | | 表 者 氏 名 | | | | | | (Ep |
| | 標記について、次に | | を交付される。 | よう関係書類 | を添えて申請 | する。 | | ***** |
| | 施設名称 | | | | | | | |
| | 担当者名 | 電話番号 | | | メール アドレス | | | |
| | | 病院 (00床以上) | ② 病 阴 (大規 | 見模病院以外) | 3 | 診療所 □ | 4 | 薬局 |
| 2. | 保険医療機関コー 保険医療 機関コード 4 | 0 (10MJ) & B | | 1010 | | | | |
| 3. | 電子処方箋管理サ | ービスを導入 年 | した日付を記 月 | | :U1。 | | | |
| 4. | 該当する申請区分(①基本機 (要綱4条 | 能のみ | つに○を記入 ②追加機 _{(要綱4条} | 能のみ | | 機能と追加権 | | |
| 5. | 電子処方箋管理サ | ービスにかか | った金額のう | ち、補助金対 | 象となる分の | 金額を記 | 入してくだ | どさい。 |
| | 対象事業費 | | | 円 كا | 社会保険診療報配ける で認められた金額 とは、 とは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は | 頂を記入してく | ださい。 | |
| | 比較 | 交額 | | 1 1111 | 象事業費に補助率 cel表の場合は <mark>自</mark> | | | 切り捨て)。 |
| | 補助上阻 | 夏額 | | | 療機関等の区分及 cel表の場合は <mark>自</mark> | | | -限額。 |
| | 申請 | 額 | | | 較額」と「補助上N J捨て)。Excel表の | | | |
| 6. | 裏面の【確認事項】 | を確認いたた | ごき、○を記入 | してください | 0 | | | |
| | 確認事項 | |)【確認事項】には、 『のうえ、○印を記』 | | 件、補助金の交付 | 大件、同意事 耳 | 頂を記載して | いますので、 |
| 7. | 振込口座情報を入 | 力してくださ | い。 | | | | | |
| | 金融機関名 | | | 金融機関コード | | | | |
| | 支 店 名 | | | 支店コード | | | | |
| | 預金種類 | 1:普 | 通(総合) 2 | :当座 | | | | |
| | 口座番号 (左詰め) | | | | | | | |
| | (フリガナ) | | | | | | | |
| | 取引口座名 | | | | | | | |

【確認事項】

- 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局であって、令和4年6月30日薬生総発第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領(電子処方箋管理サービス)」(以下「要領」という。)の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という。)から要領の「第9 交付等の決定及び通知」の通知(補助金交付決定通知書)を受けた施設であること。
- オンライン資格確認等システムを運用開始した上で、電子処方箋管理サービスを利用できる環境を整備(電子署名に必要なHPKIカード等の保有も含む)し、実際に電子処方箋管理サービスを継続して実施すること。
 - 電子処方箋の普及促進に関する以下の取組を行うこと。
 - ・別に指定する周知広報資材(ポスター)の対象施設への掲示
 - ・県が実施する電子処方箋の活用状況等に関する調査への協力
- ④ | 「福岡県電子処方箋導入促進費補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)第6条を遵守すること。
- ⑤ │ 要綱第10条に基づく「消費税仕入控除税額の確定に伴う報告」を行うこと。
- ⑥ ┃ 個人情報の取扱いに関して、補助金の交付手続きに必要な範囲で事務局と共有することに同意すること。

【添付書類】

(2)

(3)

- 電子処方箋管理サービス導入に関する領収書(写し)及び領収書内訳書(写し)
 - ※社会保険診療報酬支払基金に提出した書類(対象事業費が確認できるもの)を添付。
 - 社会保険診療報酬支払基金から発行された以下の通知のいずれかの写し。
 - ①「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書」(初期導入のみ)
 - ②「電子処方箋管理サービスの新機能の導入に必要となるシステム改修等に係る助成金交付決定通知書」
 - ③「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書」(初期導入と新機能の同時導入)
- ③ | 振込先の通帳の見開きページ(写し) ※フリガナ・口座番号等が確認できるページ

【申請区分、補助率、補助上限額】

①電子処方箋管理サービスの基本機能(③に掲げるものを除く)を導入するために行うシステム 改修等に係る事業(要綱第4条(1))

| 区分 | 補助率 | 補助上限額 |
|-------------------|-----|----------|
| ①大規模病院(病床数200床以上) | 1/6 | 811,000円 |
| ②病院(大規模病院以外) | 1/6 | 543,000円 |
| ③診療所 | 1/4 | 97,000円 |
| ④薬局 | 1/4 | 97,000円 |

②電子処方箋管理サービスの基本機能とは別に追加機能を導入するために行うシステム改修等に係る事業(要綱第4条(2))

| 区分 | 補助率 | 補助上限額 |
|-------------------|-----|----------|
| ①大規模病院(病床数200床以上) | 1/6 | 226,000円 |
| ②病院(大規模病院以外) | 1/6 | 167,000円 |
| ③診療所 | 1/4 | 61,000円 |
| ④薬局 | 1/4 | 64,000円 |

③電子処方箋管理サービスの基本機能と追加機能を同時に導入するために行うシステム改修等に係る事業(要綱第4条(3))

| 区分 | 補助率 | 補助上限額 |
|-------------------|-----|------------|
| ①大規模病院(病床数200床以上) | 1/6 | 1,003,000円 |
| ②病院(大規模病院以外) | 1/6 | 676,000円 |
| ③診療所 | 1/4 | 135,000円 |
| ④薬局 | 1/4 | 138,000円 |

記入例

福岡県電子処方箋導入促進費補助金交付申請書(兼)実績報告書

| | 申請日:台 | う和 | 7 年 | 5 | 月 | 20 | 6 日 | l | | 交付 |]決定通 | 知書の途 | ś付先と | とな |
|----|------------------------|--|------------|-------------------------|----------------|------------|-------------------|------------------|----------------|---------------------|---------------|----------------|-------------------|------|
| | | 住所又は | は所在地 | 〒 812-85 | 577 | 福岡 | 市博多 | 区東 | 公園7-7 | | すので、 住所をii | | | |
| | | 開設者名 | (法人名) | 医療法人 | OC |)会 | | | | | IIII C | | | |
| | | 当 氏 名 たは押印) | 福岡一 | 福岡一郎 | | | | | | | 印 | | | |
| | 標記について | 標記について、次により補助金 | | | | | | | | ムの <u>署名</u> | <u>:</u>]) | | | |
| | 施設名称 | 0 | 〇診療所 | د | 又は「押印(法人は登録印)」 | | | | | | | | | |
| | 担当 福岡 | 花子 | 電話番号 | 092-643 | 3-00 | 00 | | メ - アド | ール レス C | OO@p | ref.fuku | ıoka.lg. | jp | |
| 1. | | に○ を記 規模病院 ^{床数200床} | 保険医療 | ださい 療機関コー 号(医科1、歯 | | | | | 0 | ③診療所 | i | | 薬局 | |
| 2. | 保険医療機関 | コード(1 | 0桁)を訂 | 人してく | _ | | <u> </u> | m ++ | 137 のだ | ± III +1/2 | | | | |
| | 保険医療機関コード | 1 (|) , | 1 2 | , | | | | -ビスの(載くださ(| | 6 | 7 | 8 | } |
| 3. | 電子処方箋管 | 理サービ | 、スを導入 | した日付 | を訓 | 汉 〔 | てくだ | <u> </u> | | | \ | | | |
| | 令和 6 | 年 | 4 | 月 | 1 | B | | | | 分(従前補 分(既に基 | | ·導入済 | の施設 |) |
| 4 | 該当する申請 | ── ヌ分のい [・] | ずれか― | つに○を | 記入 | して | (| 3基2 | 本機能と | 追加機能の | の同時導 | 入 | | |
| | | 本機能の | | | | 。 能の | | | | 診療報酬 | | | | |
| | | 綱4条(1)) | | (要 | 綱4系 | ≹(2)) | | _ | | 能部分で | | | | 加 |
| 5. | 電子処方箋管 | 理サービ | `スにかか | った金額 | のう | ち、ネ | 補助金 | | | を導入し、 | | | | |
| | 10 + 4 + | | | 262 | | | | | | について | | | | |
| | 対象事業費 | | | 363 | ,00 | 00 | | | | 対象事業 | | | | |
| | | | Γ | | | | | | | さい。(基会 りません。 | | 用叨 壶 (E | 卯 戍玉, |) () |
| | | 比較額 | | 90 | ,75 | 50 | Д 1 | | | は目動算出 | | | | = |
| | 補助 | 力上限額 | | 97 | ',OC | 00 | — × | | | 3、事業費相 + + + ウ料: | | | | |
| | 103 | | | | ,00 | | ١, | | | ます。自動 申請区分】 | | _ | | מ'ו |
| | | 申請額 | | 90 | ,00 | 00 | 円 | | cel表は、 | | | | | |
| | | | | | | | | | ームペー? | ジから ヾできます。 | | | | |
| 6. | 裏面の【確認事 | 事項】を確 | 認いたた | だき、○を | 記入 | して | くださ | | | vw.pref | | 230 | | |
| | 確認事項 | 0 | | (確認事項) | | | 才象施設 | fuki | uoka.lg | .jp/con housen | tents/ | | | £ |
| 7. | 振込口座情報 | を入力し | • | | | | | | | nousen 印が必要で | | 二次 | デエン 元コー | ド |
| | 金融機関名 | 〇〇銀行 | 行 | | | 金コ | 融機関 | | 9 | 8 | 7 | | 6 | |
| | 支 店 名 | 〇〇支瓜 | | | | | <u>ーー</u> 吉コート | | 7 | 7 | 7 | | | |
| | 預金種類 | 1:普通 (総合) | | | 2 | 2:当 | | | | - | | | | |
| | □ 座 番 号 (左 詰 め) | (総合) | 6 | 5 | | 4 | 3 | | 2 | 1 | 0 | | | |
| | (フリガナ) | | l ルシンリョ | | | | | | | | | | | |
| | 取引口座名 | (ル(ル)) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (| | | | | | | | | | | | |
| | | | 215171 | | | | | | | | | | | |

【確認事項】

健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項各号に規定する病院若 て、令和4年6月30日薬生総発第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 備交付金実施要領(電子処方箋管理サービス)」(以下「要領」という。)の人 される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という。)から び通知」の通知(補助金交付決定通知書)を受けた施設であること。

①国(社会保険診療報酬支払基 金)の電子処方箋管理サービス に関連する補助金の交付決定を 受けていること。

オンライン資格確認等システムを運用開始した上で、電子処方箋管理サービブ (2) 子署名に必要なHPKIカード等の保有も含む)し、実際に電子処方箋管理サート

②電子処方箋管理サービスを導 入し、運用を開始している施設で あること。

④補助金の交付決定の際に付さ

れる条件となります。

- 電子処方箋の普及促進に関する以下の取組を行うこと。
 - ・別に指定する周知広報資材(ポスター)の対象施設への掲示
 - ・県が実施する電子処方箋の活用状況等に関する調査への協力
- 「福岡県電子処方箋導入促進費補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)第63 (4)
- (5) 要綱第10条に基づく「消費税仕入控除税額の確定に伴う報告」を行うこと。
- 個人情報の取扱いに関して、補助金の交付手続きに必要な範囲で事務局と共有することに同意すること。

【添付書類】

(2)

(3)

電子処方箋管理サービス導入に関する領収書(写し)及び領収書内訳書(写し)

※社会保険診療報酬支払基金に提出した書類(対象事業費が確認できるもの)を添付。

社会保険診療報酬支払基金から発行された以下の通知のいずれかの写し。

- ①[電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書](初期導入 のみ)
- ②[電子処方箋管理サービスの新機能の導入に必要となるシステム改修等に係る助成金交付決定通知書]
- ③「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書」(初期導入 と新機能の同時導入)
- 振込先の通帳の見開きページ(写し) (3)

※補助金交付決定通知書(写し)について

【申請区分、補助率、補助上限額】

①電子処方箋管理サービスの基本機能 改修等に係る事業(要綱第4条(1))

| | 区分 |
|----|-------------|
| | ①大規模病院(病床数2 |
| | ②病院(大規模病院以外 |
| | ③診療所 |
| (2 | 4)薬局 |

申請区分①基本機能のみ(要綱4条(1))で申請する場合

- ・「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助 金交付決定通知書」(写し)又は
- ・「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助 金交付決定通知書(初期導入のみ)」(写し)

申請区分②追加機能のみ(要綱4条(2))で申請する場合

・「電子処方箋管理サービスの新機能の導入に必要となるシステム改修等に 係る助成金交付決定通知書」(写し)

申請区分③基本機能と追加機能の同時導入(要綱4条(3))で申請する場合

・「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助 金交付決定通知書(初期導入と新機能の同時導入)」(写し)

②電子処方箋管理サービスの基本機能 係る事業(要綱第4条(2))

| 区分 | 補助率 | 補助上限額 |
|-------------------|-----|----------|
| ①大規模病院(病床数200床以上) | 1/6 | 226,000円 |
| ②病院(大規模病院以外) | 1/6 | 167,000円 |
| ③診療所 | 1/4 | 61,000円 |
| ④薬局 | 1/4 | 64,000円 |

③電子処方箋管理サービスの基本機能と追加機能を同時に導入するために行うシステム改修等に 係る事業(要綱第4条(3))

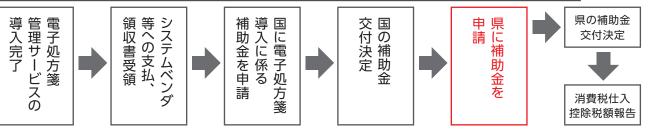
| 区分 | 70.30 117 | 《追加機能とは | | | | | |
|---------------|---|---------|---------------|---|--|--|--|
| ①大規模病院(病床数200 | | | 意による重複投薬等チ | | | | |
| ②病院(大規模病院以外) | 結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能。 | | | | | | |
| ③診療所 | 7471 11011 | | 19 O 10% HE 0 | | | | |
| ④薬局 | • | 1/4 | 138,000円 |] | | | |

電子処方箋の導入費用を国の補助金に加えて助成します!

福岡県電子処方箋導入促進費補助金のお知らせ

申請の流れ

補助対象:国(社会保険診療報酬支払基金)の補助金の交付決定を受けた保険医療機関、保険薬局



申請区分、補助率、補助上限額

| 申請区分 | 県補助金 | 大規模病院 (病床数200床以上) | 病院 (大規模病院以外) | 診療所 | 薬局 |
|----------------------------------|-------|----------------------|------------------------|----------|----------|
| ①基本機能部分 | 補助率 | 1/6 | 1/6 | 1/4 | 1/4 |
| (従前補助) | 補助上限額 | 811,000円 | 543,000円 | 97,000円 | 97,000円 |
| ②追加機能部分 ※既に基本機能を導入 | 補助率 | 1/6 | 1/6 | 1/4 | 1/4 |
| ※ 成に基本機能を導入している施設。 院内処方機能を除く。 | 補助上限額 | 226,000円 | 167,000円 | 61,000円 | 64,000円 |
| ③基本機能+ 追加機能部分 | 補助率 | 1/6 | 1/6 | 1/4 | 1/4 |
| 运加械能部力 ※同時導入 | 補助上限額 | 1,003,000円 | 676,000円 | 135,000円 | 138,000円 |

※国と県の補助金を合わせて受け取った場合、導入費用に対する財政支援全体の割合は最大で病院:1/2、診療所・薬局(大型除く):3/4、大型チェーン薬局:1/2となります!

申請方法

郵送のみの受付。申請期限:令和8年1月30日(金)※必着

申請書(署名または押印が必要)に添付書類を添えて下記事務局まで提出してください。

添付書類:①電子処方箋管理サービス導入に関する領収書(写し)及び領収書内訳書(写し)

- ②支払基金から発行された電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金交付決定通知書(写し)
- ③振込先口座の確認できる通帳等(写し)
- ※予算上限に達した場合は、期限内であっても受付を終了する場合があります。

留意事項

令和7年9月30日までに導入完了しておく必要があります。また、県に補助金を申請する前に、国(社会保険診療報酬支払基金)における電子処方箋管理サービスの導入に関する補助金を申請し、補助金交付決定を受ける必要がありますが、国の補助金手続に約2ヵ月程度の時間を要します。

お問い合わせ・提出先

福岡県電子処方箋導入促進費補助金事務局



二次元コード

よくあるご質問

- 🕟 どのような施設が補助の対象となりますか?
- (A) 令和7年9月30日までに導入完了し、国(社会保険診療報酬支払基金)の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた保険医療機関(医科、歯科)、保険薬局が補助の対象となります。
- ② 令和6年度中に国の補助金の交付決定を受けて、電子処方箋を運用開始 していますが、昨年度中に県の補助金の申請が間に合いませんでした。 令和7年度の県の補助金は申請可能ですか?
- A 既に電子処方箋管理サービスを導入して、国の補助金の交付決定を受けた施設であれば、県の補助金は申請可能です。
- 申請の際に、①基本機能のみ、②追加機能のみ、③基本機能と追加機能の同時導入、どの区分を選択すればよいですか?
- ▲ 国の補助金に申請した際に選択した区分と同じ区分で申請してください。(国の補助金 交付決定通知書の表題(タイトル)により見分けることが可能です。詳細は、申請書の記入例(裏面)をご確認ください。)。なお、「②追加機能のみ」のうち、(院内処方機能) については県の補助対象ではありません。
- 申請期限である令和8年1月30日に間に合わせるためには、 国の補助金は、いつまでに申請すればよいですか?
- A 国の補助金手続きに約2カ月程度の時間を要するため、遅くとも令和7年11月末までに国の補助金交付申請を行う必要があります。なお、予算上限に達した場合は、上記期限より前に受付終了する場合があります。
- **Q** 県の補助金について、申請期限が延期される予定はないですか?
- A 令和7年5月時点では、申請期限の延期予定はありません。
- 電子処方箋に関する取組については、厚生労働省の作成した啓発ポスターを医療機関 又は薬局内で掲示していただきます。当該ポスターは県の補助金交付決定通知書に同 封されます。また、今後県がアンケート調査を実施する際には協力等を依頼する場合 があります。